

令和3年度 国土交通大臣登録

「建築設備検査員講習」、「昇降機等検査員講習」における受講料の取扱について

令和3年8月更新

国土交通省からの要請により、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制の必要性を踏まえ、受講料の取扱いについて、以下のとおりとします。

- ◆主催者側の都合により、講習が中止となった場合は、受講料を返還いたします。それ以外の理由による入金後のキャンセル、変更及び払い戻しはいたしません。
- ◆受講ができなかった方について、濃厚接触者である、発熱等がある、基礎疾患がある等の、新型コロナウイルス感染症に関連する健康上の特別な理由が存すると診断書の提出等により認められた場合には、受講料を返還いたします。

※「受講適格通知」をお受取り後に受講を辞退される場合は、入金前であっても、その旨事務局までご連絡いただきますようお願い致します。

【連絡・問い合わせ先】

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 講習事業部

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-15-5 内幸町ケイズビル 4階

TEL:03-3591-2423 / FAX:03-3591-2431

Mail: (建築設備検査員講習) setsubi@beec.or.jp

(昇降機等検査員講習) shokoki@beec.or.jp